

令和 4 年 3 月 2 2 日
京 都 市

保存樹候補の調査結果について（報告）

1 保存樹の指定について

京都市の保存樹は、平成 13 年度から 17 年度にかけて 41 件（47 本）を指定しましたが、枯死等により 10 件（11 本）の指定を解除し、現在は 31 件（36 本）となっております。

第 8 回及び第 11 回審議会において御報告したとおり、新たな保存樹の指定に向けて、令和元年度の西京区に引き続き、令和 2 年度に左京区の調査を行いました。保存樹に該当する樹木はございませんでした。

令和 3 年度は、保存樹に指定されていた No. 40 右京区〈正法寺〉のカヤが、本市の天然記念物であることが判明したため、令和 3 年度に保存樹指定解除を実施することを考慮し、保存樹候補数が一番多い右京区（京北地区含む。）を調査対象としました。

調査の結果、1 本（別紙 1）の保存樹候補を選定しましたが、対象のシダレザクラの植生している土地（旧京北町の弓削自治会館敷地）は、本市の所有地であることが判明したため、京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例第 6 条第 2 項第 3 号の規定に基づき、追加指定を見送ることを御報告いたします。

2 調査方法等について

〈現地調査〉（別紙 2 位置図参照）

- ・ 調査項目：幹周、樹高等の選定当時からの変化、写真撮影、健全性を確認し、特徴的なもの、一般の方の興味を引くもの（訪れたいと思えるもの）について検討を行った。

（選定基準等については【参考 保存樹候補の調査について】参照）

3 保存樹候補について

現地調査及びアンケート調査の結果、保存樹候補として 1 件の樹木について検討を行ったが、植生地が本市所有地と判明したため、今回の調査では新たな保存樹の追加指定を行わないものとする。

4 保存樹の指定に向けた今後の調査について

(1) 令和 4 年度の調査対象行政区

令和 4 年度は、残る調査対象区の保存樹の指定数が全て 3 本のため、保存樹候補の多い上京区において調査を実施する。上京区は、当初は 4 本の保存樹が指定されていたが、令和 2 年度に 1 本が枯死により指定解除となっている。

※「(2)行政区別保存樹候補件数」のとおり

(2) 行政区別保存樹候補件数

保存樹候補数：上京区（51本）

行政区	区民の 誇りの木 (当初)	保存樹	保存樹 解除	保存樹 候補	保存樹候補内訳					備考
					学校	教会	神社	寺	一般	
北区	85	3	1	39	1	0	25	10	3	
上京区	110	3	1	51	1	3	16	24	7	
左京区	101	2	3	48	0	0	34	7	7	調査終了
中京区	68	3		21	0	2	10	5	4	
東山区	58	3	1	18	0	0	7	7	4	
山科区	70	3	1	36	1	0	12	12	11	
下京区	78	3		29	2	0	11	12	4	
南区	70	3		32	0	0	21	7	4	
右京区	75	3	1	39	0	0	23	6	10	調査終了
西京区	81	2		40	0	0	21	8	11	調査終了
伏見区	76	3	1	33	0	0	18	11	4	
京北	29	1	1	17	0	0	6	3	8	調査終了
合計	901	33	8	403	5	5	204	112	77	

【参考 保存樹候補の調査について】

(1) 選定基準

- ① 市街地に加え、市街化調整区域及び都市計画区域外の集落内に存する樹木
… 平成13年度の選定時には、市街化区域内に存することを選定基準としていたが、平成14年度には右京区嵯峨越畑のサザンカ（都市計画区域外）も保存樹として指定されている。第8回審議会において、委員からの「街中を外れた場所でも守るべき樹木があると思う。」という意見もあったため、403件には、市街化調整区域、都市計画区域外の集落内にある樹木も含まれている。
- ② 多くの市民が普通に鑑賞できる樹木
… 入場料が必要な敷地内等にある樹木は除外する。
- ③ 寺社等、長く育成管理いただける樹木
… 平成29年度には、個人所有の保存樹が相続により維持ができなくなり、1件が指定解除となった。また、個人や企業が所有する区民の誇りの木についても、所有権移転に伴い、処分したいという相談がある。
そのため、所有権が永続的と思われる寺社等から調査していく。
- ④ 幹の周囲長(1.5m)・高さ(15m)・樹冠の幅(3m)の項目全ての条件を超える樹木
- ⑤ 樹形・衰退度・景観性・歴史性等の総合評価を行い、評価の高い樹木
- ⑥ 巨木・老木及び特徴のある樹木
- ⑦ 衰退度の低い樹木（健康な樹木）

<参考>

京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（抜粋）

（保存樹等の指定）

第 6 条 市長は、市街地内に存し、かつ、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団(以下「樹木等」という。)で、その規模、樹容等が別に定める基準に適合しているものを、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹の集団(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定による指定、同法第 110 条第 1 項の規定による仮指定若しくは同法第 132 条第 1 項の規定による登録又は同法第 182 条第 2 項の規定に基づく条例の規定による指定を受けた樹木等
- (2) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第 2 条第 1 項の規定により指定された樹木等
- (3) 国又は地方公共団体の所有又は管理に係る樹木等

<参考 1>

・京都市緑化の推進及び緑の保全に関する条例（抜粋）

（保存樹等の指定）

第 6 条 市長は、市街地内に存し、かつ、市民に親しまれている樹木又は樹木の集団(以下「樹木等」という。)で、その規模、樹容等が別に定める基準に適合しているものを、その所有者の同意を得て、保存樹又は保存樹の集団(以下「保存樹等」という。)として指定することができる。

2 前項の規定は、次に掲げる樹木等については、適用しない。

- (1) 文化財保護法第 109 条第 1 項の規定による指定、同法第 110 条第 1 項の規定による仮指定若しくは同法第 132 条第 1 項の規定による登録又は同法第 182 条第 2 項の規定に基づく条例の規定による指定を受けた樹木等

（保存樹等の指定の解除）

第 8 条 市長は、保存樹等の滅失、枯死等によりその保存を図ることができなくなったとき、又は公益上の理由その他特別の理由があると認めるときは、第 6 条第 1 項の規定による指定を解除することができる。

<参考 2>

・文化財保護法（抜粋）

（地方公共団体の事務）

第 182 条 地方公共団体は、文化財の管理、修理、復旧、公開その他その保存及び活用に要する経費につき補助することができる。

- 2 地方公共団体は、条例の定めるところにより、重要文化財、重要無形文化財、重要有形民俗文化財、重要無形民俗文化財及び史跡名勝天然記念物以外の文化財で当該地方公共団体の区域内に存するもののうち重要なものを指定して、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることができる。

保存樹候補調査票

整理番号	調査日	天候	行政区
No.30	平成26年6月11日	晴・雨・曇	右京区
G21	令和3年10月15日	晴・雨・曇	

樹種名	形態	樹高	枝張	幹周
シダレザクラ	単木・群(本)	17 m	15 m	3.8 m

所有者	神社・寺・一般	八幡宮社	管理者	八幡宮社
所在地	京都市右京区京北上弓削町			

項目	判定	摘要	備考
樹形	A	京都でも最大級である。	
衰退度	B		
景観性	A	鳥居との調和も優れている。	
立地性	A	車でのアクセス, 駐車可能	
歴史性	A	神社の参道に植えられている。	
視認性	A	植栽地は開けており, 周辺道路から良く見える。	
その他			

総合判定	A	候補登録	○
------	---	------	---

各項目 A:優れている B:特段の難はない C:難あり

総合 A:優れている B:ふさわしい C:特段の難はない D:難あり

(全景写真)



